

自然災害等における被災者救済制度の概要

平成22年10月現在

制度名	事業内容	適用対象者	適用条件等	手続き	制度詳細の問合せ先 (電話番号)
(4) 農林水産関係					
福島県農業等災害対策基本要綱に基づく補助金交付	<p>農業等被害の軽減及び拡大防止により、農作物等の生産確保及び再生産を図るために、次の事業を実施する。</p> <p>(1)事業の種類 農作物等生産確保対策事業 農業等施設復旧対策事業 その他知事が必要と認めた事業</p> <p>(2)補助率 事業に要する経費の3分の1に相当する額、または市町村が補助する額の2分の1に相当する額のいずれか低い額</p>	市町村または農業協同組合、農業共済組合、漁業協同組合、その他知事が適當と認めた農業者等が組織する団体	<p>次の、のいずれかに該当する場合で、市町村に対する県の補助見込額の総額が10万円以上となること 被害額が、全県で概ね1億円を超える場合 被害額が、各方部別(中通り、会津地方、浜通り)で概ね5千万円を超える場合 地域の農業経営等に甚大な影響があると知事が特に認めた場合</p>	<p>実施計画書の提出 市町村指定・計画認定 補助金交付申請 交付決定 事業実施 交付</p>	<p>各農林事務所農業振興普及部 TEL 県北 024-521-7663 県中 024-935-1308 県南 0248-23-1557 会津 0242-29-5303 南会津 0241-62-5253 相双 0244-26-1148 いわき 0246-24-6160</p> <p>農林水産部農業振興課 TEL 024-521-7339</p>
農業制度金融	<p>農家経営安定資金(小災害資金) 農業再生産に必要な資金や収入減に対する補填のための資金の融通</p> <p>貸付利率 1.2% (H22.10.25現在) 限度額 300万円 償還期間 5年(うち据置1年)</p> <p>天災資金 (* 大な農業災害についてのみ発動される「天災融資法」が適用となる場合に限る。) 農業再生産に必要な資金の融通 貸付利率 天災融資法発動の都度定める。 限度額 個人 損失額の45%又は200万円のいずれか低い額 法人 損失額の45%又は2,000万円のいずれか低い額 償還期間 3~6年 激甚災害に指定された場合 限度額 個人 損失額の60%又は250万円のいずれか低い額 法人 損失額の60%又は2,000万円のいずれか低い額 償還期間 4~7年</p>	<p>農業災害を受けた農業者</p> <p>農業災害を受けた農業者</p>	<p>災害による減収の損失額が平年の農業総収入額の10%以上であること。 農業施設に被害を受けたこと。</p> <p>農業所得が所得の過半数を占める農業者で、災害による減収量が平年収穫量の30%以上、かつ損失額が平年の農業総収入額の10%以</p>	<p>農業者 (借入申込・被害証明) 融資機関 (承認申請) 県(農林事務所長)</p> <p>農業者(借入申込) ↓ ↓ (被害認定)市町村 融資機関</p>	<p>各農林事務所農業振興普及部 TEL 県北 024-521-7662 県中 024-935-1307 県南 0248-23-1562 会津 0242-29-5305 南会津 0241-62-5253 相双 0244-26-1149 いわき 0246-24-6161</p> <p>農林水産部金融共済室 TEL 024-521-7349</p>

自然災害等における被災者救済制度の概要

平成22年10月現在

制度名	事業内容	適用対象者	適用条件等	手続き	制度詳細の問合せ先 (電話番号)
農業制度金融	<p>農林漁業セーフティネット資金 不慮の災害、経営環境の変化等に対し、農業経営を維持・安定化するための資金の融通</p> <p>貸付利率 0.50 ~ 0.65% (H22.10.25現在) 限度額 300万円 償還期間 10年(うち据置3年)</p>	災害等により一時的に経営状況が悪化した農林漁業者	<p>災害により被害を受け農業経営に支障をきたしていること 社会的・経済的環境の変化等、農業者の責めに帰すことができない事由により一定の経営状況になっていること</p>	<p>農業者(借入申込書・ 経営安定計画書)</p> <p>↓</p> <p>日本政策金融公庫</p>	<p>(株)日本政策金融公庫農林水産事業 TEL 024-521-3328 農林水産部金融共済室 TEL 024-521-7349</p>
農業制度資金の条件緩和(農業近代化資金、農家経営安定資金等)	<p>償還期限の延長 償還期限を法定期限より短く設定している場合には、当該年度の償還額の全部又は一部の償還期限を延長して償還することができる。ただし、法定期限の範囲を超えることはできない。</p> <p>据置期間の延長 据置期間を法定期間より短く設定している場合には、据置期間を延長することができる。ただし、法定期限の償還期限及び据置期間の範囲を超えることはできない。</p> <p>中間据置の設定 据置期間を設定しなかった場合又は法定期間より短く設定していた場合には、中間据置を設定することができる。ただし、法定の償還期限及び据置期間の範囲を超えることはできない。</p> <p>償還額の分割 償還期限を変更しないで、当該年度の償還額の一部を翌年度以降に分割して償還することができる。</p>	農業災害を受けた農業者	災害により条件緩和をすることが相当であると認められること	<p>借受者 (変更申請・ 災害証明書) 融資機関 県(農林事務所長)</p>	<p>各農林事務所農業振興普及部 TEL 県北 024-521-7662 県中 024-935-1307 県南 0248-23-1562 会津 0242-29-5305 南会津 0241-62-5253 相双 0244-26-1149 いわき 0246-24-6161</p> <p>農林水産部金融共済室 TEL 024-521-7349</p>

自然災害等における被災者救済制度の概要

平成22年10月現在

制度名	事業内容	適用対象者	適用条件等	手続き	制度詳細の問合せ先 (電話番号)
農業災害補償制度	<p>次の農業共済事業(農業災害補償制度に基づく事業)に加入する農業者が、災害等により受けた損失(農作物等の減収、家畜の死亡・疾病、園芸施設の損壊等)を共済金により補てんする。</p> <p>農作物共済(水稻、麦) 家畜共済(牛、馬、豚) 果樹共済(りんご、ぶどう、なし、もも) 畑作物共済(ばれいしょ、大豆、そば、蚕繭) 園芸施設共済(パイプハウス、ガラス室等、施設内農作物)</p>	農業共済事業に加入する農業者	<p>(農作物共済、果樹共済、畑作物共済) 農業者又は対象農地等ごとに支払基準を超える農作物等の減収があった場合</p> <p>(家畜共済) 対象家畜の死亡・廃用・疾病・傷害があった場合</p> <p>(園芸施設共済) 対象施設の損壊等があった場合</p>	<p>農業共済組合への加入申込みと掛金の支払い 災害等共済事故の発生を農業共済組合に報告(損害通知) 損害通知に基づき損害高の評価(損害評価)及び認定 認定された評価高に基づく共済金の支払い</p>	<p>各農業共済組合(組合名:電話番号) 福島県北 : 024-544-2711 安達地方 : 0243-23-7777 郡山田村 : 024-933-3307 いわせ石川 : 0247-37-1003 白河地方 : 0248-27-1121 会津 : 0241-28-1111 相馬地方 : 0244-23-6236 双葉地方 : 0240-22-4111 いわき市 : 0246-24-1166</p> <p>農林水産部金融共済室 TEL 024-521-7349</p>

自然災害等における被災者救済制度の概要

平成22年10月現在

制度名	事業内容	適用対象者	適用条件等	手続き	制度詳細の問合せ先 (電話番号)
農地・農業用施設災害復旧事業(適用法律:農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律)	災害により被害を受けた農地・農業用施設を原形に復旧する事業に対し国庫補助を行う。 【災害】豪雨、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象 【異常な天然現象】24時間雨量が80mm以上あるいは時間雨量が20mm以上など	復旧事業を行う市町村、土地改良区	1箇所の工事費が40万円以上の地区に対し国庫補助する。 国庫補助率 農地:50% 農業施設:65% (補助率の増嵩有り)	災害の発生 災害報告(市町村 県国) 復旧計画の樹立(市町村) 査定 事業費の決定 補助金の交付申請 補助金交付の決定通知 事業の着手(市町村)	各農林事務所農村整備部 TEL 県北 024-521-7677 県中 024-935-1342 県南 0248-23-1587 会津 0242-29-5343 南会津 0241-62-5275 相双 0244-26-1162 いわき 0246-24-6185 農林水産部農業基盤整備課 TEL 024-521-7412
災害関連農村生活環境施設災害復旧事業(適用法律:災害関連農村生活環境施設災害復旧事業実施要綱)	災害を受けた農村生活環境施設の復旧を速やかに行う者に対し国庫補助を行う。 【災害】暫定法により災害復旧が行われる場合 【農村生活環境施設】農業農村整備事業で整備された集落排水施設、蓄農飲耕用水施設、農村公園施設、集落防災安全施設	復旧事業を行う市町村、土地改良区	受益戸数2戸以上、工事費200万円以上の地区に対し国庫補助する。 国庫補助率:50%	災害の発生 災害報告(市町村 県国) 復旧計画の樹立(市町村) 採択申請書査定 現地調査 事業採択 補助金交付の交付申請 補助金交付の決定通知 事業の着手(市町村)	各農林事務所農村整備部 TEL 県北 024-521-7677 県中 024-935-1342 県南 0248-23-1587 会津 0242-29-5343 南会津 0241-62-5275 相双 0244-26-1162 いわき 0246-24-6185 農林水産部農業基盤整備課 TEL 024-521-7412

自然災害等における被災者救済制度の概要

平成22年10月現在

制度名	事業内容	適用対象者	適用条件等	手続き	制度詳細の問合せ先 (電話番号)
漁業制度資金の条件緩和	<p>【沿岸漁業改善資金】 災害などで償還能力に不測の変動が生じた借受者に県知事が必要と認める期間、支払を猶予することができる。</p> <p>【漁業近代化資金】 政令で定められている範囲内で据置き期間と償還期間の延長及び中間据置期間の設定をすることができる。</p>	漁業災害を受けた漁業者	災害等により条件緩和が妥当であると認められること。	<p>【沿岸漁業改善資金】 借受者(支払猶予申請、災害証明書)</p> <p>融資機関(支払猶予申請、災害証明書)</p> <p>知事(水産事務所長) 承認・非承認 借受者</p> <p>【漁業近代化資金】 借受者(貸付契約の変更、災害証明書)</p> <p>融資機関(利子補給変更申請、災害証明書)</p> <p>知事(水産事務所長) 承認(非承認) 借受者</p>	水産事務所総務課 TEL 0246-24-6174
漁業共済	<p>台風、低気圧、津波などにより生じた養殖施設の損害や操業中の漁具被害を破った場合に共済金が支給される。</p> <p>漁船の損壊による出漁不能のため損失を受けた場合に共済金が支給される。</p> <p>漁業の漁獲金額が一定の金額に達しない場合に共済金が支給される。</p>	漁業共済加入者	共済に加入した漁具や養殖施設が損壊した場合、漁業の漁獲金額が一定の金額に達しない場合。	<p>共済への加入申し込みと掛金の支払 損害額、漁獲額の報告及び共済金の確定 共済金の支払い</p>	<p>全国合同漁業共済組合福島県事務所 TEL 0246-28-4747</p> <p>農林水産部水産課 TEL 024-521-7376</p>

自然災害等における被災者救済制度の概要

平成22年10月現在

制度名	事業内容	適用対象者	適用条件等	手続き	制度詳細の問合せ先 (電話番号)
農林漁業セーフティネット資金(漁業)	漁業者が不慮の災害や社会的・経済的な環境の変化等によって売上が減少し、資金繰りに支障をきたしている場合等に、経営の維持安定に必要な長期運転資金を融資する。	次のいずれかに当てはまること。 (個人) ・漁業所得が総所得の過半を占める方。 ・漁業粗収入が200万円以上の方。 (法人) ・漁業売上高が総売上高の過半を占める方。 ・漁業売上高が1,000万以上の方。	災害(大型クラゲ、台風、津波、赤潮等)の被害を受けたり、前期より売上高が10%以上減少した場合等。	漁業者 (借入申込) 信漁連 日本政策金融公庫	福島県信用漁業協同組合連合会 TEL 0246-29-2331 農林水産部水産課 TEL 024-521-7376
一般造林事業 (被害地造林)	気象災等により被害を受けた森林の復旧 (1)事業の内容と実施期間 人工林被害跡地で行う人工造林 災害発生年度及びこれに続く4カ年度以内 被害区域1施行地0.1ha以上かつ1事業主体の合計面積0.5ha以上 被害率30%以上 (2)補助率4/10	森林所有者、森林組合、森林整備法人、任意団体等	気象災等にあった人工造林地	事業完了後知事が別に定める日までに補助金交付申請書等を農林事務所に提出する。なお、補助金の交付申請書等は、事業所在地の森林組合等に委任できる。	各農林事務所森林林業部 TEL 県北 024-521-7708 県中 024-935-1370 県南 0247-33-2123 会津 0241-24-5735 南会津 0241-62-5373 相双 0244-26-1174 (富岡林業指導所) 0240-22-5111 いわき 0246-24-6193 農林水産部森林整備課 TEL 024-521-7430
一般造林事業 (指定被害地造林)	気象災等により被害を受けた森林の復旧 (1)事業の内容と実施期間 人工林被害跡地で行う人工造林 災害発生年度及びこれに続く4カ年度以内 倒伏した造林木の引き起こし(倒木起こし) 災害発生年度及び翌年度以内 それぞれ被害区域1施行地0.1ha以上かつ1事業主体の合計面積0.5ha以上 被害率30%以上 (2)補助率4/10	森林所有者、森林組合、森林整備法人、任意団体等	次の、のいずれかの要件を満たす市町村を林野庁長官が指定 気象災等による被害が数県にまたがり、森林被害額合計が30億円以上の場合の当該県、又は気象災等による森林被害額が15億円以上の県内にあって、森林被害額が500万円以上であり、かつ被害回復面積が30ha以上である市町村 気象災等による被害額が3,000万円以上であり、かつ被害回復面積が150ha以上である市町村	事業完了後知事が別に定める日までに補助金交付申請書等を農林事務所に提出する。なお、補助金の交付申請等は、事業所在地の森林組合等に委任できる。	各農林事務所森林林業部 TEL 県北 024-521-7708 県中 024-935-1370 県南 0247-33-2123 会津 0241-24-5735 南会津 0241-62-5373 相双 0244-26-1174 (富岡林業指導所) 0240-22-5111 いわき 0246-24-6193 農林水産部森林整備課 TEL 024-521-7430

自然災害等における被災者救済制度の概要

平成22年10月現在

制度名	事業内容	適用対象者	適用条件等	手続き	制度詳細の問合せ先 (電話番号)
森林災害復旧事業	<p>激甚災害により被害を受けた森林の復旧</p> <p>(1)事業の内容と実施期間 被害木等の伐採及び搬出(被害木等の整理) 災害発生年度及びこれに続く3カ年度以内 被害木等の伐採跡地における造林(跡地造林) 災害発生年度及びこれに続く4カ年度以内 倒伏した造林木の引き起こし(倒木起こし) 災害発生年度及び翌年度以内 作業路の開設 当該事業の実施期間内</p> <p>(2)事業実施区域 激甚災害を受けた人工林の区域のうち、地形その他の自然条件からみて当該事業を一体として行うことが必要と認められる概ね5ha以上の区域</p> <p>(3)補助率2/3</p>	都道府県、市町村、森林組合、森林整備法人、任意団体等	<p>【激甚災害法により農林水産大臣が告示した市町村】 激甚災害による森林被害額が1,500万円以上で、かつ、要復旧面積が90ha以上の市町村 ただし、激甚災害が暴風雨による場合は、森林被害額が4,500万円以上、かつ、要復旧面積が40ha以上の市町村</p>	被災状況等について国の査定を受け事業費などが決定される 事業完了後知事が別に定める日までに補助金交付申請書等を農林事務所に提出する。なお、補助金の交付申請等は、事業所在地の森林組合等に委任できる。	各農林事務所森林林業部 TEL 県北 024-521-7708 県中 024-935-1370 県南 0247-33-2123 会津 0241-24-5735 南会津 0241-62-5373 相双 0244-26-1174 (富岡林業指導所) 0240-22-5111 いわき 0246-24-6193 農林水産部森林整備課 TEL 024-521-7430
福島県森林災害対策事業(県単独事業)	<p>異常な暴風雨雪及びこれにより誘発した病害虫等により被害を受けた造林地等の復旧</p> <p>(1)事業内容 被害木の整理(被害区域0.10ha以上 被害率30%以上) 作業路開設(被害区域0.10ha以上 被害率30%以上) 苗木購入(被害区域0.10ha以上 被害率30%以上) 肥料及び薬剤購入(被害区域0.10ha以上 被害率30%以上)</p> <p>(2)補助率1/3</p>	市町村、森林組合、任意団体等	災害による被害が500万円以上で、かつ被害面積が30ha以上の市町村	事業完了後知事が別に定める日までに補助金交付申請書等を農林事務所に提出する。なお、補助金の交付申請等は、事業所在地の森林組合等に委任できる。	各農林事務所森林林業部 TEL 県北 024-521-7708 県中 024-935-1370 県南 0247-33-2123 会津 0241-24-5735 南会津 0241-62-5373 相双 0244-26-1174 (富岡林業指導所) 0240-22-5111 いわき 0246-24-6193 農林水産部森林整備課 TEL 024-521-7430
森林国営保険	<p>火災、気象災(風害、水害、雪害、干害、凍害、潮害)及び噴火の災害による損害のてん補を行う。</p> <p>(1)保険加入の条件及び保険期間 人工林であること。(育成天然林を含む) 1年を単位として希望する期間</p>	保険契約者および被保険者	<p>火災、気象災及び噴火による災害により被害を受けた保険加入の森林について保険金を支払う。 被害額が1内訳単位に4,000円以上の被害</p>	森林所有者等が森林の所在地を管轄する森林組合に書面により、保険加入申込みを行い所定の掛金を支払う。 災害が発生した場合は、保険の申込みを行った森林組合に損害発生通知を提出する。	各農林事務所森林林業部 TEL 県北 024-521-7708 県中 024-935-1367 県南 0247-33-2123 会津 0241-24-5734 南会津 0241-62-5373 相双 0244-26-1173 いわき 0246-24-6194 農林水産部森林整備課 TEL 024-521-7430

自然災害等における被災者救済制度の概要

平成22年10月現在

制度名	事業内容	適用対象者	適用条件等	手続き	制度詳細の問合せ先 (電話番号)
林業・木材産業改善資金の条件緩和	【償還期限の延長】 償還金の全部又は一部の支払いを猶予できる。	災害を受けた借受者	天災地変(暴風雨、豪雨、地震、暴風波、高潮、降雪、低温、降霜、降ひょう、火災等)に起因する場合で条件緩和が相当であると認められること。	借受者 支払猶予申請 (災害証明書添付) 森林組合・木材協同組合等 知事(農林事務所長)	各農林事務所森林林業部 TEL 県北 024-521-7708 県中 024-935-1367 県南 0247-33-2123 会津 0241-24-5734 南会津 0241-62-5375 相双 0244-26-1174 (富岡林業指導所) 0240-22-5111 いわき 0246-24-6193 農林水産部林業振興課 TEL 024-521-7426
農林漁業セーフティーネット資金(林業)	林業者の方が不慮の災害や社会的・経営的な環境の変化等によって、売上が減少し、資金繰りに支障を来している場合等に、経営の維持安定に必要な長期運転資金を融資する。	災害等により一時的に経営が悪化した林業者	災害(台風、土砂崩壊、地震、雪害等)の被害を受けたり、前期より売上高が10%以上減少した場合等。	林業者(借入申込) 日本政策金融公庫	日本政策金融公庫仙台支店 農林水産事業林業水産課 TEL 0120-911-547 農林水産部林業振興課 TEL 024-521-7426